

# 第 7

## 安全運転管理者等の選任状況等



## 第7 安全運転管理者等の選任状況等

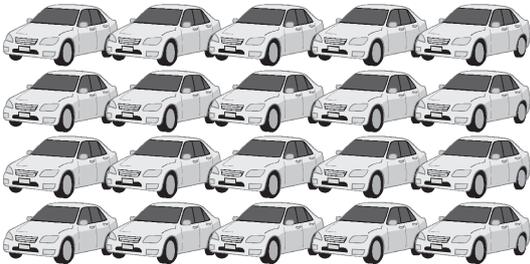
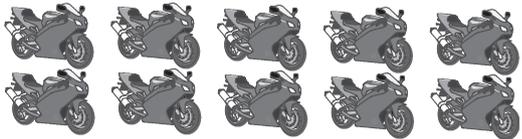
### 1 制度の概要

安全運転管理者制度とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を事業所における安全運転管理の中核として、安全運転の推進を図り、交通事故防止の体制を確立しようとするものです。

事業主は、一定台数以上の自動車を使用する場合は、その台数に応じ法令で定められた要件を備えた安全運転管理者等を選任し、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させる義務があります。

### 2 安全運転管理者等の選任基準

#### (1) 一般事業所……自動車の使用の本拠ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任		
車両5台以上 	人数      1人	20台以上（※20台ごとに1人加えていく） 	人数      1人	
乗車定員11人以上の車両1台以上 		自動車20台～39台		2人  3人  4人  5人
自動二輪車10台以上 		自動車40台～59台		
（※1台を0.5台として計算）		自動車60台～79台		
		自動車80台～99台		
		自動車100台～119台		
	以下20台ごとに1人加えていく			

#### (2) 自動車運転代行業者……自動車運転代行業の営業所ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任	
随伴自動車1台以上 	人数  1人	随伴自動車10台以上 	人数  1人
		10台ごとに1人選任	

### 3 安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	20歳以上の者 ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上の者	20歳以上の者
経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の運転管理に関して2年以上の実務経験を有する者</li> <li>自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の運転管理に関して1年以上の実務経験を有する者</li> <li>3年以上の自動車の運転経験期間を有する者</li> <li>自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者</li> </ul>
欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者</li> <li>○ 次の違反をしてから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為</li> <li>○ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車</li> </ul>	

### 4 選任・解任の届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任（解任）したときは、その日から15日以内に公安委員会（事業所の所在地を管轄する警察署）に届出なければなりません。

表 1 安全運転管理者等を置く事業所等

年 別	区 分		一般の本拠数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	専従運転者数	自衛隊の本拠数
	官 公 署	社 公 団 等						
平成25年12月末現在	278	69	2,837	2,837	673	35,185	60,151	34
平成24年12月末現在	278	69	2,690	2,690	632	34,040	62,467	34
増 減 数	0	0	147	147	41	1,145	- 2,316	0
増 減 率	0.0	0.0	5.5	5.5	6.5	3.4	- 3.71	0.0

表 2 安全運転管理者等を置く事業者等の業種別状況

業種別	区 分	業 種 別														合 計
		官 公 署	社 公 団 等	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 小 売 業	不 動 産 業	金 融 保 険 業	運 輸 業	電 気 力 業	通 信 業	
事業所等の数	278	69	6	3	6	371	228	292	11	59	28	79	39	1,150	218	2,837
安全運転管理者数	278	69	6	3	6	371	228	292	11	59	28	79	39	1,150	218	2,837
副安全運転管理者数	126	7	0	0	0	103	62	102	5	16	18	28	17	145	44	673
使用自動車台数	5,059	679	62	22	78	5,675	3,610	5,036	166	757	617	1,369	758	8,288	3,009	35,185
専従運転者数	14,321	1,813	108	82	112	7,581	4,873	6,215	253	1,254	1,287	1,731	974	14,519	5,028	60,151

表 3 安全運転管理者の資格要件

安全運転管理者数	内	年齢別					60歳以上	運転管理 二年以上	教習終了者 運転管理 一年以上	認定 者
		20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上				
2837	人	30	356	908	1,083	460	その他	341	43	2,453
		使用者	課長以上	係長	主任	その他				
		598	1,664	110	173	292				
		職務上の地位								

表 4 副安全運転管理者の資格要件

副安全運転管理者数	内	年齢別					60歳以上	運転管理 一年以上	運転管理 三年以上	認定 者
		20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上				
673	人	30	115	252	225	51	その他	44	570	59
		使用者	課長以上	係長	主任	その他				
		0	335	143	92	103				
		職務上の地位								

表 5 安全運転管理者協議会組織の結成状況

組織の名称	財団・社団任意の別		地域組織数	事業所数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	備考
	任意	任意						
安全運転管理委員会		14		2,837	2,837	673	35,185	
協議組織内の事業所等 数と未加入事業所等 数の比較	総		数	2,837	2,837	673	35,185	
	未	加入	数	0	0	0	0	
	比		率	—	—	—	—	

表 6 安全運転管理者等を置く事業者等の規模状況

区分	台数 5台未満 定員11人以上の 自動車1台	5台以上 20台未満	20台以上 60台未満	60台以上 100台未満	100台以上 140台未満	140台以上 180台未満	180台以上 220台未満	220台以上	計
安全運転管理者	812	1,519	456	43	4	2	0	1	2,837
副安全運転管理者		49	459	120	29	5	0	11	673
使用自動車台数	1,297	15,299	14,454	3,123	491	290	0	231	35,185
専従運転者数	3,941	27,268	22,715	5,410	315	452	0	50	60,151

注 代行5台未満を含む

表 7 平成25年中の安全運転管理者等の選任解任状況

区分	総数	選任数	解任数	総数に対する割合	
				選任	解任
安全運転管理者数	2,837	533	427	18.8%	15.1%
副安全運転管理者数	673	203	170	30.2%	25.3%

